

FOR TOMORROW

しづや法人

申告納税は
e-Taxで!!



〈平成29年度税制改正に関する提言を報告 柳田全法連税制税務委員長 (渋谷法人会会長)〉

—平成29年度 税制改正に関する提言まとまる—

—平成28年度 納税表彰式—

☆新規入会会員広告15頁☆

2016.12
No. **544**
平成28年

平成28年度納税表彰式	3
平成29年度税制改正に関する提言	4
確定申告のお知らせ	6
税務コーナー	8
都税コーナー	13

法人会掲示板 12月

12月・1月(2月)実施する主な事業

- 12月1日 広報委員会
- 12月3日 フェスタ原宿 (11ブロック)
- 12月5日 青年部会役員会
- 12月6日 第2ブロック税務講習会
- 12月7日 平成28年度 税についての「書写」「絵
はがき」「標語」「作文」表彰式
主催：税務関係団体協議会
- 12月8日 チャリティボウリング大会
(青年部会)
- 12月12日 救急救命講習会 (青年部会)
- 12月21日 理事会

- 1月10日 新年賀詞交歓会
- 1月15日 渋谷ニューイヤー駅伝 (青年部会)
- 1月16日 女性部会役員会
- 1月25日 女性部会、青年部会合同新年会
- 1月26日 租税教室・上原小学校 (青年部会)
- 1月27日 医療セミナー
- 1月27日 第10・11ブロック合同研修会
- 1月29日 由紀さおり明治座特別講演観劇会
(第1回)

- 2月5日 由紀さおり明治座特別講演観劇会
(第2回)
- 2月13日 源泉研究部会 役員・世話人会
- 2月21日 正副会長監事会

※事業については渋谷法人会ホームページでもご
覧いただけます。

定例説明会等のお知らせ

《決算法人説明会》

日時 1月19日(木) 午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 会議室

日時 3月22日(水) 23日(木) 24日(金)
各午後1時30分～4時
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
(予定)

該当の会社は是非ご出席下さい。

新年賀詞交歓会のお知らせ

- ◆日時 平成29年1月10日(火) 午後5時30分～
- ◆場所 セルリアンタワー東急ホテル B2F
ボールルーム
渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3000
- ◆会費 10,000円/1名
詳細とお申込みは同封のチラシをご覧ください。

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の
法律相談をご利用下さい。

- ◆日 時 毎週月曜日から金曜日まで(祝日等除く)
午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回
- ◆場 所 羽野島法律事務所 (新橋)
- ◆相談料 1時間まで無料 追加30分：5,000円
- ◆申込先 東法連：TEL 3357-0771

※法人会HPからもお申込み可能です。(メール
アドレス登録済みの方)

渋谷法人会HP → 右側 会員サービス
→ 法律相談の活用

BANZENSHA
QUALITY

印刷業務
コンサルティング
クリエイティブ
デジタルテクノロジー
業務活動

株式会社 萬全社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-13-2
TEL: 03-3461-0144 FAX: 03-3461-0128
MAIL: banzensha@peace.ocn.ne.jp



平成28年度 納税表彰式

10月25日(火)三田共用会議所にて副会長 八木原 保氏が国税庁長官納税表彰状を受彰されました。

国税庁長官表彰状受彰者



八木原 保氏
(副会長)
株ジム



表彰状受彰：大石 隆士 氏



式辞 渋谷税務署長 三塚 一彦 氏



平成28年度 渋谷税務署長納税表彰式

平成28年度渋谷税務署長納税表彰式が11月16日(水)、午後2時より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に税務行政運営に功労のあった方々が、受彰の榮に浴されました。

表彰状受彰：新村俊三氏、大石隆士氏、安斉隆雄氏、大西賢治氏

感謝状受彰：米田直樹氏、三浦秀輝氏、村田暁宣氏、長谷川賀寿夫氏、木内淳子氏

渋谷税務署長表彰状受彰者



新村 俊三氏
(理事)
(有)舩勝酒店



大石 隆士氏
(理事)
オフィス大石(株)



安斉 隆雄氏
(理事)
(有)喜久屋



大西 賢治氏
(地区長)
株大西屋

渋谷税務署長感謝状受彰者



米田 直樹氏
(理事)
(有)甲鳥社



三浦 秀輝氏
(副ブロック長)
株ジム



村田 暁宣氏
(支部長)
村直工業(株)



長谷川 賀寿夫氏
(青年部会副部長)
長谷川印刷(株)



木内 淳子氏
(女性部会幹事)
株南風荘

11月22日(火)に副会長 長島祐司氏が東京都渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

また、当会が団体表彰受彰しました。

東京都渋谷都税事務所長感謝状受彰者



長島 祐司氏
(副会長)
長島梱包(株)



感謝状受彰：米田 直樹 氏



三塚署長と受彰者の方々

正しい税知識を学ぼう

中小企業の活性化に資する税制措置の拡充と 歳出・歳入の一体的改革を強く求める!

法人会の「平成29年度税制改正に関する提言」が、9月23日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保す

る必要がある。

○少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。

3. 行政改革の徹底

○消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であり、行革の徹底はその前提である。

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と云っても事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組

んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

○中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行 資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

○納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、欧州主要国と比較すると

限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

○本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税等の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

○円滑な事業承継に資する観点から、取引相場のない株式の評価のあり方を見直すことが必要である。

III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災については、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う。また、本年4月に起こった熊本地震も含め、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じる。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

渋谷、世田谷、北沢、玉川、目黒税務署から 確定申告書作成会場開設のお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の
申告書作成会場を

ベルサール渋谷ファースト に開設します。

期 間 : 平成29年2月14日(火) から3月15日(水)まで
※ 土、日を除きます。
ただし、2月19日(日)及び2月26日(日)は開場します。

時 間 : 受付午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時15分)

所在地 : 渋谷区東1-2-20(住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)
※ 会場には駐車場及び駐輪場はありません。

※ 1月4日(水)から3月15日(水)の期間は、税務署内に申告書作成会場はありません。

※ 申告書作成会場は、3月に入りますと、大変な混雑が予想されます。



渋谷税務署 TEL 03-3463-9181(代表)
世田谷税務署 TEL 03-6758-6900(代表) 玉川税務署 TEL 03-3700-4131(代表)
北沢税務署 TEL 03-3322-3271(代表) 目黒税務署 TEL 03-3711-6251(代表)

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます！



e-Taxを利用しよう

渋谷税務署からのお知らせ

税理士による 無料申告相談

～申告書を作成して提出できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～」を実施しますのでご利用ください。

場 所	実施日	受 付 時 間
上原社会教育館 2階 大・中学習室 渋谷区上原3-13-8	2月1日(水)	9:30～11:30
恵比寿社会教育館 1階 展示室 渋谷区恵比寿2-27-18	2月2日(木)・2月3日(金)	13:00～15:30
幡ヶ谷区民会館 1階 集会場 渋谷区幡ヶ谷3-4-1	2月7日(火)～2月10日(金)	※ 混雑する場合は受付を早めに締め切る場合があります。 早めのご来場をお願いします。

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）
申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類（下部を参考））の写し等をご持参ください。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎていた場合がございますがご了承ください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

- ◎ 平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。
- ◎ 税務署では本人確認を行いますので、申告書を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

≪本人確認を行うときに使用する書類の例≫

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】
- ② 通知カードなど【番号確認書類】＋運転免許証など【身元確認書類】

※ 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写しまたは②の写しを添付してください。

（①の写しを添付する際は、表面及び裏面の写しが必要です。）

※ ご自宅から e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

渋谷税務署 〒150-8333 渋谷区宇田川町1-10 渋谷地方合同庁舎

TEL 03-3463-9181 ※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法定調書の作成・提出はパソコンで !! ～ e-Tax、光ディスク等でもっと便利に～

e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用すると、

作成が便利!

画面に表示される法定調書等の様式に必要な事項を入力するだけで、法定調書や法定調書合計表が作成できる上、支払者の氏名や住所等があらかじめ画面に表示されますので入力の手間も省けます。

提出が便利!

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。



- ◎ e-Tax のご利用に際しては、電子証明書の取得 (手数料が必要です。)、電子証明書が IC カードに格納されている場合には、IC カードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。
(注) パソコンの環境などによりご利用できない場合があります。
- ◎ e-Tax を利用するためには、開始届出書の提出が必要です。
開始届出書は、e-Tax ホームページからオンラインで提出でき、利用者識別番号等がオンラインで発行 (通知) されます。利用者識別番号の取得後、電子証明書等の初期登録を行ってください。
- ◎ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書 (及び同合計表)」については、e-Tax ホームページの「e-Tax ソフト (WEB 版)」により、作成・提出することもできます。
- ◎ 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。利用開始の手続、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、また、よくある質問 (Q & A) など、e-Tax に関する最新情報についてお知らせしています。
なお、ご不明な点がある場合には、最寄りの税務署までお問い合わせください。

光ディスク等による提出について

法定調書は、書面及び e-Tax による提出のほか、光ディスク等 (CD、DVD、FD、MO) により提出することもできます。

初めて光ディスク等により提出する場合には、事前に承認申請手続が必要です。また提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。

提出に当たってはセキュリティ確保のため、暗号化 (自己復号型) による提出をお勧めします。

なお、一定の基準に該当する方については、平成 26 年 1 月 1 日以降、光ディスク等による提出が義務化されています。

e-Tax ホームページ

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

提出期限等について

この手引で示す法定調書は、平成 29 年 1 月 31 日 (火) までに所轄税務署長 (給与支払報告書・特別徴収票については、関係市区町村長) に提出しなければなりません。

法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記入方法について

- 1 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) の額を含めてください (消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくても差し支えありません)。
- 2 支払金額の記入に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記入してください (消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくても差し支えありませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記入してください)。

復興特別所得税の源泉徴収について

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

このため、法定調書のうち「源泉徴収税額」欄が設けられているものについては、**所得税と復興特別所得税の合計額を記載してください。**

※ 平成 25 年分以降の源泉徴収税額表は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。

電子納税、電子申告を活用しよう

都税事務所だより

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成29年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成29年1月31日(火)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧いただけます。



東京都主税局 償却資産 クリック

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます



ホームページ <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

クリック

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎ 03-5500-7010)
9:00から17:00 (土・日・休日、年末年始 12/29～1/3 を除く)



12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

お手元の納付書により、12月27日(火)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

①金融機関*1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ②口座振替*2

③コンビニエンスストア*3 <利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン MMK設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

④金融機関*1・郵便局の (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング*4

⑤パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

平成27年度より、クレジットカードでも納付ができるようになりました。

パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイト (<https://zei.tokyo>) へアクセスし、お手続きください。

ご注意 ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。

・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。

・口座振替をご利用中の方は、クレジットカードでの納付はできません。

その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター (03-6416-1325) へお問い合わせください。

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 口座振替の申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955) へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※4 ○ (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621 (代表)

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式又はダウンロード様式)に必要事項を記入の上、郵送していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください(1月10日(火)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955)

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

法人会
事業
アラカルト

第33回全国大会長崎大会に参加

—平成29年度税制改正要望を決定—

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して、会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて、毎年国に対し建設的な提言を行っており、今年も長崎県の“長崎ブリックホール”において全国から約2,000名の会員が参加し、第33回全国大会長崎大会を開催し、「平成29年度税制改正に関する提言」の趣旨説明を行い、国及び地方自治体に要望することとした。

その提言を受けて、自民党、公明党、民進党や財務省、総務省自治税務局長、中小企業庁等に要望書を届けた。



平成29年度税制改正提言報告(柳田税制税務委員長)渋谷法人会会長

海♡婚パーティーを開催

～特別な日は海の上で～

通算4回目、海婚パーティーとしては2回目の企業間独身者交流会を今年は、10月2日(日)東京湾ヴァンテアンクルーズで開催した。

当日は、船上でビュッフェ形式のパーティーを楽しんでいただき、最終的にフィーリングの合いそうな方の名前を書いてもらいカップリングをしたところ、5組のカップルが誕生した。出席者は男性25名、女性25名。



海婚パーティー

事業承継セミナーを開催

去る10月7日(金)、午後2時～4時まで渋谷法人会館に於いて、“事業承継で失敗しないために”と題して事業承継セミナーを開催した。

講師は税理士法人 辻・本郷税理士法人の渋谷支部所長の倉橋良昌氏にお願いし、会社法で定める経営権と、税法で定める自社株に関する税の取り扱いについて、失敗事例を交えた講義を受けた。出席者10名。



講師：倉橋良昌氏



事業承継セミナー

渋谷区内の3箇所の特養ホームを慰問

＜社会貢献委員会＞

社会貢献委員会では、渋谷区内の3箇所の特養老人ホームを慰問した。10月15日(土)に“けやきの苑西原”、11月7日(月)“あやめの苑代々木”、11月10日(木)“美竹の丘渋谷”を慰問、けやきの苑は笹塚の村松京極芸能技塾の民謡&歌謡ショーで楽しんでいただき、あやめの苑と美竹の丘は、例年通り二期会21のオペラ歌手による童謡等のミニコンサートを開催した。



けやきの苑



長谷部区長挨拶



八木原社会貢献委員長挨拶



佐藤副委員長挨拶

第11回チャリティゴルフコンペを開催

＜厚生委員会＞



社会福祉事業団に寄付

厚生委員会主催による第11回チャリティゴルフコンペを10月26日(水)、今年は千葉県富里ゴルフ倶楽部で開催した。

当日は天気に恵



長島総務委員長挨拶



優勝：西澤洋一氏

メールアドレスを登録しよう

まれ、滞りなく開催することが出来た。優勝は、(株)カノンの西澤洋一氏。参加者は55名。

参加者からのチャリティ募金55,000円を11月7日、新居厚生委員長から渋谷区社会福祉事業団に寄贈した。

税を考える週間協賛事業

渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2016)に参加

「税を考える週間」(11/11~11/17)協賛行事の一環として、去る11月5日(土)、6日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係五団体の一員として、渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2016)に参加。昨年は初日大雨に見舞われ来場者も少なかったが、今年は2日間とも天気に恵まれ通路が人で埋まる位の来場者があり、

3,000セット用意した税金クイズ、パンジーの鉢植えや子供たち向けに用意した風船、クリアファイル、税知識普及のための“まんが「おじいさんの赤いつぼ」”等も予定よりかなり早く捌けてしまった。



くみの広場



花小鉢のセット

ブロックだより

千駄ヶ谷まつりに参加

第10ブロック(細川ブロック長)

去る10月2日(日)千駄ヶ谷小学校と鳩森小学校で輪番開催している千駄ヶ谷まつりが今年は千駄ヶ谷小学校で開催され、昨年に引き続き参加した。

当日は天気に恵まれ、人出が多く、税金クイズも好評で予定よりもかなり早く終了してしまいました。今回は就業体験のため、代々木の『さくら国際高等学校 東京校』の生徒述べ4名が受付を担当した。



千駄ヶ谷まつり

税金クイズの挑戦者に景品を差し上げ、税金と法人会をアピールした。

恵比寿ビール坂祭りに参加

第1ブロック(大塚ブロック長)

10月9日(日)“恵比寿ビール坂祭り”が開催され、渋谷法人会第1ブロックが昨年に引き続き参加して、花小鉢、ポップコーン、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



ビール坂まつり

“第8回はあとぴあ祭”に参加

第11ブロック(丸山ブロック長)

渋谷区障害者福祉センター「はあとぴあ原宿」で開催された10月15日(土)開催の『はあとぴあ祭』に昨年に引き続き参加した。

今年は、さるびあ亭かーこの税金を絡めた“さるびあ亭かーこの紙芝居”を上演し、大変好評だった。



長谷部区長挨拶

八木原社会貢献委員長挨拶



はあとぴあ祭り



さるびあ亭かーこ氏

部会だより

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る9月14日(水)午前11時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、渋谷税務署異動後初の源泉研究部会役員世話人会を開き、顔合わせと今後の研修会について、話し合った。

出席者は渋谷税務署三塚署長はじめ5名、法人会からは松本部会長はじめ14名。

会員の増加は、会員のメリットに通じる



三塚署長挨拶



柳田会長挨拶



松本部長挨拶



役員・世話人会

平成29年9月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
4	クイーンフィールド(株)	大野 亜紀	道玄坂1-10-5-9F	3476-2616	アナウンサー・司会等の斡旋イベント等制作
6	(株)READREAD	池田 治	神山町22-8	3485-0815	情報通信業
9	(株)アイマックス	今村 匡史	代々木2-23-1	3379-8671	人材派遣・測量業
区外	東邦建設(株)	鈴木 雅喜	杉並区永福4-23-20	3322-5336	建設業

平成29年10月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	エネファースト(株)	長尾 一徳	渋谷区恵比寿1-21-10	6408-6291	太陽光発電システムの販売
2	(株)スタイルシステム	徳本友一郎	渋谷区恵比寿西1-10v6	5489-7220	不動産
4	みずほ証券(株) 渋谷支店	須川 洋平	渋谷区道玄坂1-10-8	3496-2121	証券業務
4	みずほ証券(株) 渋谷支店	松本 和俊	渋谷区道玄坂1-10-8	3496-2121	証券業務
6	日本エンパワーメントソリューションズ合同会社	須田 賢	渋谷区元代々木町49-20	6804-9632	代理店業
6		和泉 光一	渋谷区上原1-26-16	6416-8080	洋菓子製造販売
8	(有)ミワイインターナショナル	三羽 康文	渋谷区初台1-51-1	5308-2723	卸売業
9	レガーロ(株)	堀 亮太	渋谷区代々木2-14-5	5309-2806	保険
10	(株)セイシン企業	三島 重信	渋谷区千駄ヶ谷5-34-7	3350-5771	粉体関連機器製造販売
11	House of KUZE	久世 義昭	渋谷区神宮前1-21-2	3470-0558	不動産賃貸
11	(株)ランアンドラン	市川 隆二	渋谷区神宮前3-32-11	5377-1670	オーダーメイドスーツの販売

業務用米専門店 創業100年
 有限会社 藤木商店

代表取締役 藤木伸欣
 東京都渋谷区道玄坂1-5-5

今年の新米を各銘柄
 取りそろえております

本社 〒150-0043
 東京都渋谷区道玄坂1-5-5
 藤木ビル6F
 電話 (03) 3463-5785

本店 〒154-0005
 東京都世田谷区三宿2-19-14
 電話 (03) 3424-6777
 FAX (03) 3424-5518

e-Taxを体験してみよう!



1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX 1月の休日運用日> 1/21（土）、1/22（日）、1/28（土）、1/29（日） 8時30分～24時

<eLTAX 通常の利用時間> 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続についてのお問い合わせ>

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）

平日9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※ヘルプデスクについても、1月のみ休日対応を実施予定です。

詳細はホームページをご覧ください。

<申告内容や納税についてのお問い合わせ> 渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

23区内に土地をお持ちの方へ 住宅用地の申告はお済みですか？（23区内）

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住宅用地とは 住宅の敷地として利用されている土地

申告が必要な場合 ○住宅を新築・増築した場合

○住宅の全部または一部を取り壊した場合

○住宅を建て替える場合

○家屋の全部または一部の用途（利用状況）を変更した場合

○土地の用途（利用状況）を変更した場合

○住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合



申告方法 「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所
の土地班に提出してください。

申告期限 平成29年1月31日（火）

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日(水)	12月29日(木)～1月3日(火)	1月4日(水)
都税の納税	○	×*	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

振替納税を利用しよう

都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。



<口座振替がご利用できる都税>

- ・個人の事業税 ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)*
- ・固定資産税(償却資産)*

*23区内に所在する資産が対象です。ただし、随時課税分を除きます。

<申込方法>

次の方法があります。

- ①都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書(3枚複写式)に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。その際には、(1)預(貯)金通帳、(2)通帳届出印、(3)納税通知書をご持参ください。
- ②納税通知書(固定資産税の随時課税分を除く。)に同封されている都税口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。
- ③主税局ホームページから「都税口座振替(自動払込)依頼書(ダウンロード専用依頼書)」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。

<申込期限>

口座振替を開始しようとする月の前月の10日(土・日・休日にあたるときはその翌開庁日)まで(納期限が土・日・休日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。これにより、納期限が翌月となった場合は、前々月10日までにお申し込みください。)

【お問い合わせ先】主税局徴収部納税推進課 03-3252-0955

※住所の変更や課税の内容については、所管の都税事務所へお問い合わせください。

しぶや法人No.543
 季節のクロスワードパズル●解答

解答 ナガレボシ

カ	ゼ	ツ	バ	メ	ユ
シ	ミ	キ	ガ	ロ	ウ
オ	ナ	カ	ネ	ヤ	
ペ	ミ	ノ	リ	ハ	ケ
ア	シ	レ	ン	サ	ク
	ギ	シ	ン	オ	チ
カ	グ	ド	ウ	ヨ	ウ
リ	フ	レ	イ	ン	ウ
					シ

◎当選者

しぶや法人No.543の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。当選者は、下記の方々です。

- | | |
|-----------|--------|
| 榎柏屋 | 斯波 正範様 |
| サイトウ楽器(株) | 齋藤 晃様 |
| 東新産業(株) | 佐藤 進様 |
| 榎小倉製作所 | 萩原 次郎様 |
| 榎高木本社 | 宮川 幸一様 |

正解者の中から
 抽選で5名の方に
 クオカード1000円分
 をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成29年1月10日(火)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子

1		2		3		4	
		5					
6	7			8	9		10
	11		12		13		
14			15	16			
		17				18	
19	20			21	22		
23					24		

タテのカギ

- 1 中で手と手が触れる!なんてこともある暖房器具
- 2 クマさん、お腹いっぱい食べて何の準備?
- 3 厚手のパンスト。カラーや「全身」も
- 4 ウールを日本語で言う
- 7 ブラブラ取れそう、丈夫な糸で付け直し
- 9 セーターに毛の粒々。専用器具で除去
- 10 名無しは権兵衛。お酒好きは?
- 12 月見に飾る草。十日夜のころは穂がフワフワ
- 14 棒針やカギ針で、マフラーや帽子を製作
- 16 映画のこと。○○旬報
- 17 シャツなどの両袖口。カフスリンクで留める
- 18 暖色を英語で言うとウォーム○○○
- 20 イノシシの子は女の子でも○○坊なのね
- 22 そんな薄着で外出したら○○九厘風邪を

解答欄

ひくよ

ヨコのカギ

- 1 制服にはPやタッフルかしら
- 3 さんさんと照って、干し柿を甘〜く
- 5 風邪の予防にガラガラベツ
- 6 ふくらんで咲きそうね、山茶花の○○○
- 8 秋に仕込む、タクアンやキムチ
- 11 着ない洋服は○○○の肥やし
- 13 羽根はフェザー。羽毛なら?
- 14 この鯛焼き、シッポにしか入ってないゾ
- 15 細い空間。風が入らないようふさがなきゃ
- 17 童謡「たき火」の出だしの言葉は?
- 18 予備。スベア。○○のズボン
- 19 電気、マイヤー、カシミアは高級
- 21 一人寝は淋しくて、「抱き」を愛用
- 23 イクラちゃんのパパ。お腹の脂肪は寒さ対策?
- 24 ロング、ムートン、ウエスタン…足元のオシャレ

コーヒー&レストラン

ブラックブラウン

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-29-19 関口ビルB1F (3464)1616



株式会社READREAD
〒150-0047
東京都渋谷区神山町22-8
渋谷山手通りSTレジデンス305
TEL: 03-3485-0815
FAX: 03-3485-0815

株式会社READREADは
常に時代の先を見続けながらそれを読み取りカタチにする！
映像を通してとにかく全力で面白いことがやりたい！
みんなの笑顔がみたい！かっこいいことがやりたい！
みんなを感動させたい！
世界中の人々の人生を変える映像制作会社です！
あなたの会社も企業CM作ってみませんか？

テレビ/インターネット番組・MV・企業CM など
映像に関する様々なお仕事をご予算に応じて承ります
まずは上記の連絡先までお気軽にご相談を！

【E-mail】 osamu.iked@readread.jp
【ホームページ】 http://readread.jp

小部数からの印刷・製本

取扱い商品

名刺・ショップカード・カタログ・チラシ
プリンター用紙・封筒・伝票・ステッカー など

お問い合わせはメール・FAXが便利です
E-mail: info@m-s hikou.jp
FAX: 03-3377-6918

TEL: 03-3377-6982

水上紙工 有限会社

クイーンフィールド株式会社

<http://queenfield.co.jp/>

司会派遣

全国規模の式典からアットホームな集まりまで、
様々なシーンの司会者を当社がキャスティング致します。

話し方レッスン

プレゼンテーションやセミナー、司会や講演のスキルアップに！
講師を派遣致します。 お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ ☎ : 3476-2616
メール : info@queenfield.co.jp

建築・不動産・都市開発・まちづくり

IMPOSSIBLE IS NOTHING !

URBANDESIGN
AND
MANAGEMENT

株式会社アーバンデザイン アンド マネジメント
都市・建築デザイン東京オフィス
U and M, Inc.

E-Mail: info@u-m.tokyo

人材ビジネス20年の実績で 御社の人材採用をサポート

- ・応募記事の掲載チェック
- ・面談同席
- ・人材の適正と能力、性格をツールで診断

☆中小企業向けの採用に定評があります☆

中小企業の採用・起業・経営コンサルタント

株式会社 ペルセウス

TEL & FAX : 03-5707-6269

E-mail: c-owa@perseus.jp

URL: http://perseus.jp



渋谷法人会の 葬儀支援サービス

家族葬、一般葬、
社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに
合わせたご葬儀の
ご相談承ります



新たな会費のご負担や制度加入手続きは
一切必要ございません。

記載のサービス内容は、平成28年5月現在のものです。状況により変更となる場合がございます。

首都圏平均**50万円**相当の葬儀に必要な**基本セット**が

75歳未満の役員

無 料

75歳以上の役員および
役員のご家族[※]の方

24万円(税別)

※ 家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の
両親・祖父母」にあたります。

でご利用いただけます。

■ ご提供される基本セットの内容(例)

祭壇	お棺	寝台車	ご遺影(白黒)／お位牌(白木)
			会葬礼状(100枚)／枕飾り
	内装用品・納棺用品	車庫から10kmまで	ご遺体保存用品 (ドライアイス1回分) など

※ 式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりません。
※ 葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なるケースがございます。

※ ぐらしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。
ぐらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

● 詳しくは、下記コールセンターまでお問合せください。

制度内容や斎場検索ができる
ホームページがあります。
葬儀の知識等も掲載。
スマホからもOK。



葬儀に関する疑問や、事前相談・お問い合わせ、万ーの場合は

全国儀式サービスコールセンター

24時間／365日対応



0120-421-493

※ご利用の際は、事前に上記の電話番号へご連絡ください。葬儀社とのお打合せ後のご連絡では、ご利用になれません。

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755

しぶや法人 第544号／平成28年12月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL.http://www.tohoren.or.jp/shibuya (会員の購読料は会費に含まれています。)